

第7期東白川村障がい福祉計画・ 第3期東白川村障がい児福祉計画

令和6年度～令和8年度

支えあい 安心して暮らせる
『やさしさ』のあるむら



令和6年3月

東白川村

目次

第1章 基本的な考え方

1 計画策定の背景と趣旨	1
2 国の動向	2
3 上位計画・他計画との関連	3
4 計画の期間	3

第2章 東白川村の現状

1 人口や手帳所持者等の状況	4
2 障害福祉サービス等の利用状況	10
3 地域生活支援事業の利用状況	15
4 障がい児福祉サービスの利用状況	18

第3章 計画の考え方

1 計画の基本理念	20
-----------------	----

第4章 東白川村障がい福祉計画

1 国の成果目標	21
2 成果目標の設定	23
3 障害福祉サービスの見込量及び確保方策	26
4 地域生活支援事業の見込量及び確保方策	28

第5章 東白川村障がい児福祉計画

1 成果目標の設定	31
2 障害児通所支援等の見込量及び確保方策	32

第6章 計画の推進体制

1 当事者や関連機関との連携	33
2 国・県・近隣市町との協働	33
3 計画の推進管理・評価体制	33

資料編

1 策定経過	34
2 東白川村障がい者計画等策定委員会設置要綱	35
3 東白川村障がい福祉計画・障がい児福祉計画策定委員会 委員名簿	37

第 1 章 基本的な考え方

1 計画策定の背景と趣旨

障がいの有無にかかわらず安心して暮らすことができる社会の実現に向け、わが国ではこれまで、さまざまな障がい者施策を推進してきました。そして近年、障がい者の高齢化や障がいの重度化が進む中で、国の法制度も著しく変化し、障がい者を取り巻く環境も大きく変わりつつあります。

国では、平成 25 年 4 月に障害者自立支援法を改正し、障がいの定義に難病等を追加し、社会における共生の実現に向けて、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため「障害者総合支援法」を施行しました。また、平成 28 年 5 月には「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」が改正され、障がい者が自ら望む地域生活を営むことができるよう、"自立生活援助" や "就労定着支援" など新しいサービスを設けることや、障がい児のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するため、障がい児福祉計画を策定することとなりました。

東白川村（以下、「本村」という。）では平成 14 年度に障がい者福祉の総合的な指針となる「東白川村障がい者計画」を策定し、その後平成 17 年度に「第 1 期東白川村障がい福祉計画」を策定しました。以降、3 年ごとに障がい福祉計画を見直し、平成 30 年度からは「東白川村障がい児福祉計画」と一体的に推進を図っています。

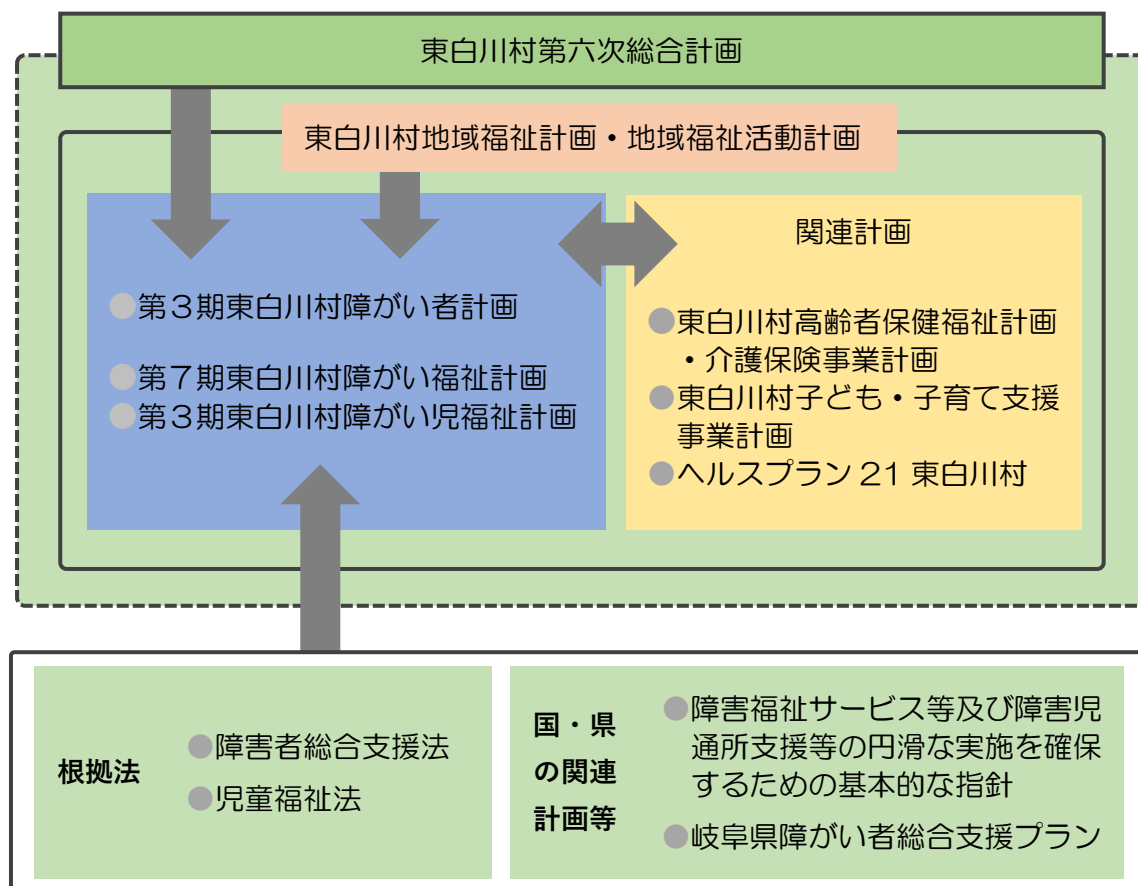
本村では、令和 3 年 3 月に策定した「第 6 期東白川村障がい福祉計画・第 2 期東白川村障がい児福祉計画（以下、「前回計画」という）」の計画期間が令和 5 年度に終了することから、令和 6 年度を初年度とする、「第 7 期東白川村障がい福祉計画・第 3 期東白川村障がい児福祉計画（以下、「本計画」という）」を策定します。

2 国の動向

年	法・制度・動向	ポイント
H23	[改正]障害者基本法施行	<ul style="list-style-type: none"> 目的規定及び障がい者の定義の見直し 地域社会における共生 差別の禁止
H24	[改正]障害者自立支援法施行	<ul style="list-style-type: none"> 基幹相談支援センターの設置や、計画相談支援の必須化が盛り込まれるなど、相談支援体制の強化
	[改正]児童福祉法施行 障害者虐待防止法施行	<ul style="list-style-type: none"> 障がい児施設の再編 放課後等デイサービス等の創設 虐待を発見した者に通報の義務付け 虐待防止等の具体的スキームの制定 障がい者権利擁護センター、障がい者虐待防止センター設置の義務付け
H25	障害者総合支援法施行 (障害者自立支援法の改正)	<ul style="list-style-type: none"> 基本理念の制定 障がい者の範囲見直し(難病等を追加) 支給決定のあり方は法施行後3年を目途に見直す
	障害者雇用率引き上げ	<ul style="list-style-type: none"> 民間企業 2.0%、国、地方公共団体等 2.3%、都道府県等教育委員会 2.2%へ
H27	難病法施行	<ul style="list-style-type: none"> 医療費助成の対象となる難病の範囲を拡大(順次拡大)
H28	障害者差別解消法施行	<ul style="list-style-type: none"> 障がいを理由とする不当な差別的取り扱いや合理的配慮不提供の禁止
	[改正]障害者雇用促進法施行	<ul style="list-style-type: none"> 法定雇用率の算定基礎に精神障がい者を加える 障害者権利条約の批准に合わせた障がい者に対する差別の禁止、合理的配慮の提供義務化
	[改正]障害者総合支援法及び児童福祉法	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者が望む地域生活の支援 障がい児支援ニーズの多様化へのきめ細かな対応 サービスの質の確保・向上に向けた環境整備
H30	障害者文化芸術推進法施行	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することで、障がい者の個性と能力の発揮及び社会参加を促進 地方公共団体に計画策定が努力義務化
	[成立]ユニバーサル社会実現推進法	<ul style="list-style-type: none"> ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策を総合的かつ一体的に推進
R 1	視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律施行	<ul style="list-style-type: none"> 視覚障がい者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進
R 3	[成立]医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律	<ul style="list-style-type: none"> 国や地方自治体が医療的ケア児及びその家族の支援を行う責務を明記
R 4	障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法施行	<ul style="list-style-type: none"> 障害者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進し、共生社会の実現に資する

3 上位計画・他計画との関連

本計画は、障害者総合支援法第 88 条第 1 項に規定する「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第 33 条の 20 に規定する「市町村障害児福祉計画」を一体的に策定するものです。



4 計画の期間

本計画は、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間とします。

年度	R3 2021	R4 2022	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030
計画期間	東白川村第六次総合計画									
	第3期東白川村障がい者計画									
	第6期障がい福祉計画・ 第2期障がい児福祉計画			第7期障がい福祉計画・ 第3期障がい児福祉計画			次期計画			

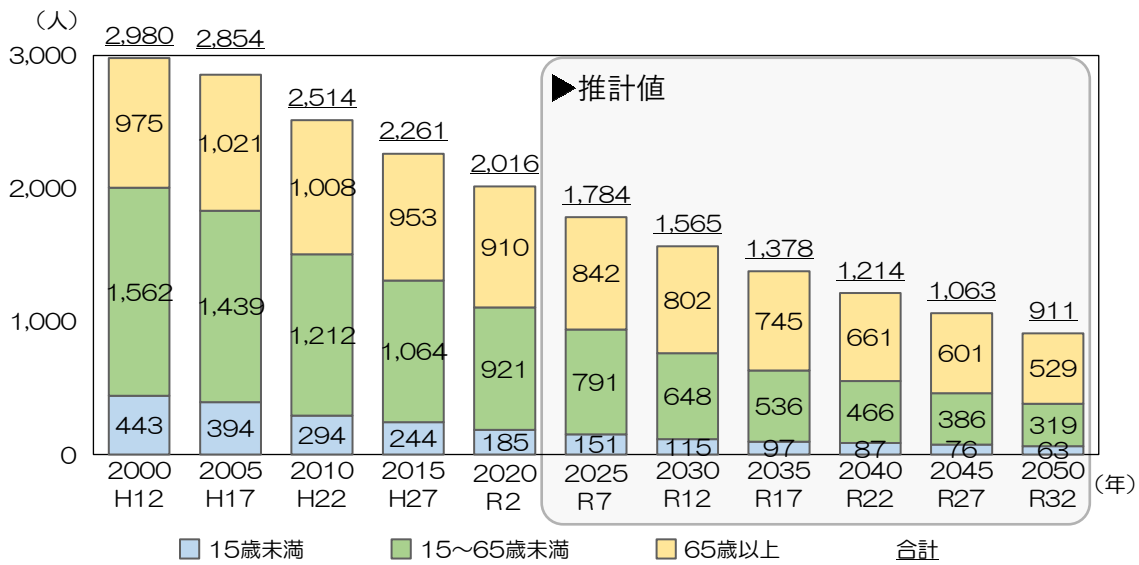
第2章 東白川村の現状

1 人口や手帳所持者等の状況

(1) 総人口の推移

本村の総人口は減少傾向にあり、令和2年で2,016人となっています。今後も減少傾向が続くことが見込まれており、すべての年齢区分において人口が縮小していくことが予測されています。

■総人口の推移及び推計



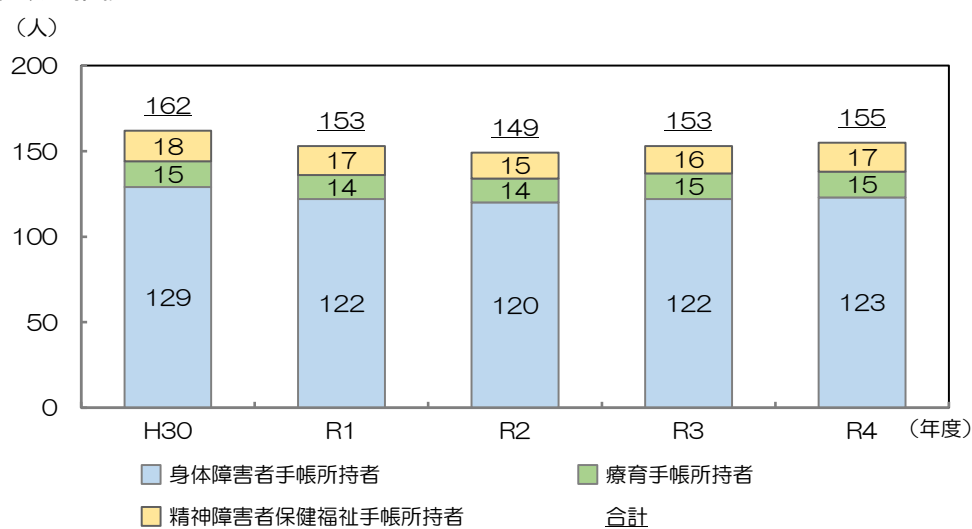
(出典)：2000年～2020年まで：総務省「国勢調査」
2025年以降：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計）」

(2) 各手帳所持者の状況

本村の障害者手帳所持者数の推移をみると、いずれの手帳においてもほぼ横ばいの状態で推移しています。

障がい種別にみると、身体障害者手帳所持者で各年度 120 人台、療育手帳所持者数と精神障害者保健福祉手帳所持者数で、各年度それぞれ 10 人台で推移しています。

■障がい者数の推移



(資料)：東白川村・保健福祉課 (各年度3月末時点)

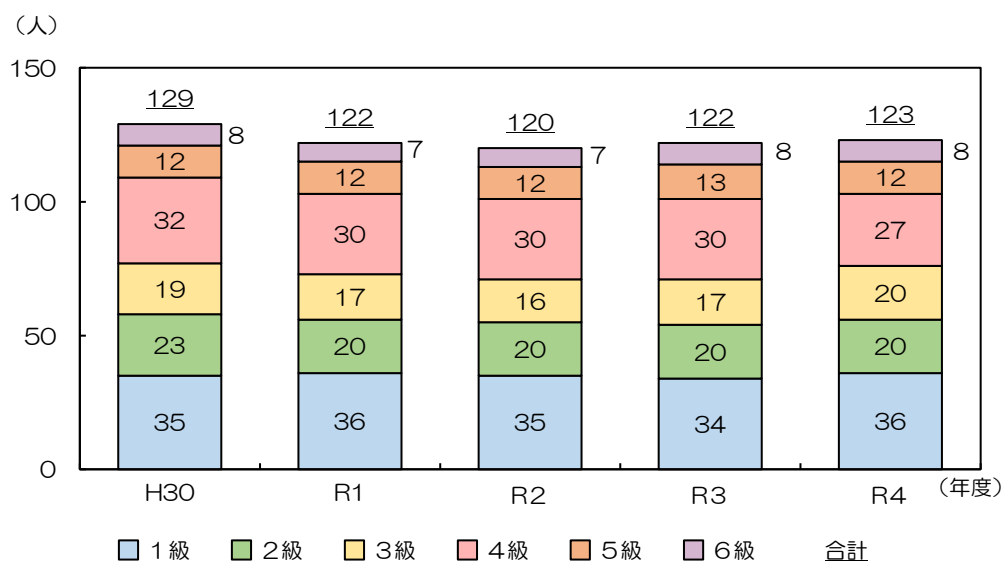
(3) 身体障害者手帳所持者の状況

身体障害者手帳所持者数は、各年度 120 人台で横ばいとなっています。

等級別でみると、各年度「1 級」の手帳所持者が 35 人前後と最も多く、次いで「4 級」となっています。

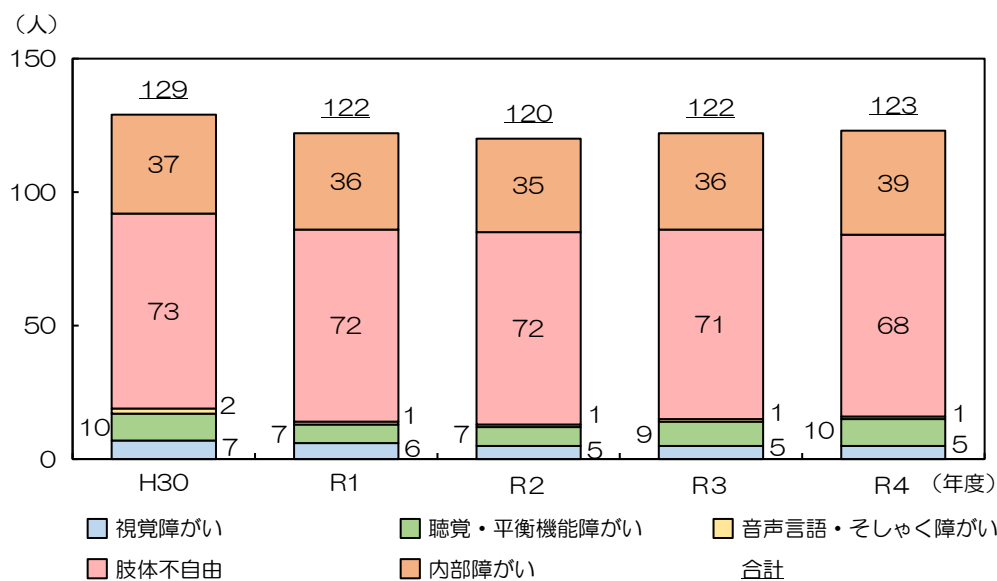
また、障がい種別でみると、各年度「肢体不自由」の手帳所持者が 70 人前後と最も多く、次いで「内部障がい」となっています。

■等級別身体障害者手帳所持者数の推移



(資料)：東白川村・保健福祉課 (各年度 3 月末時点)

■障がい種別身体障害者手帳所持者数の推移

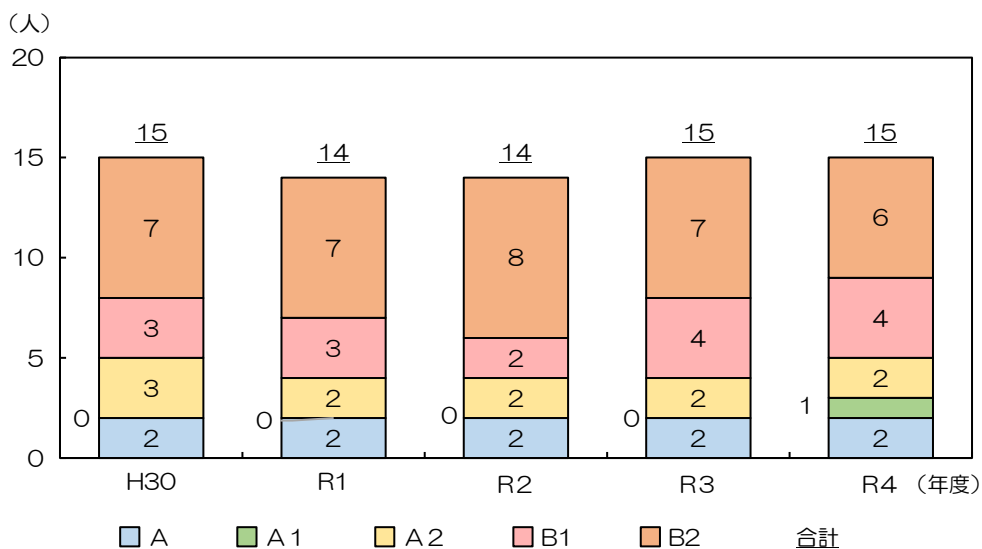


(資料)：東白川村・保健福祉課 (各年度 3 月末時点)

(4) 療育手帳所持者の状況

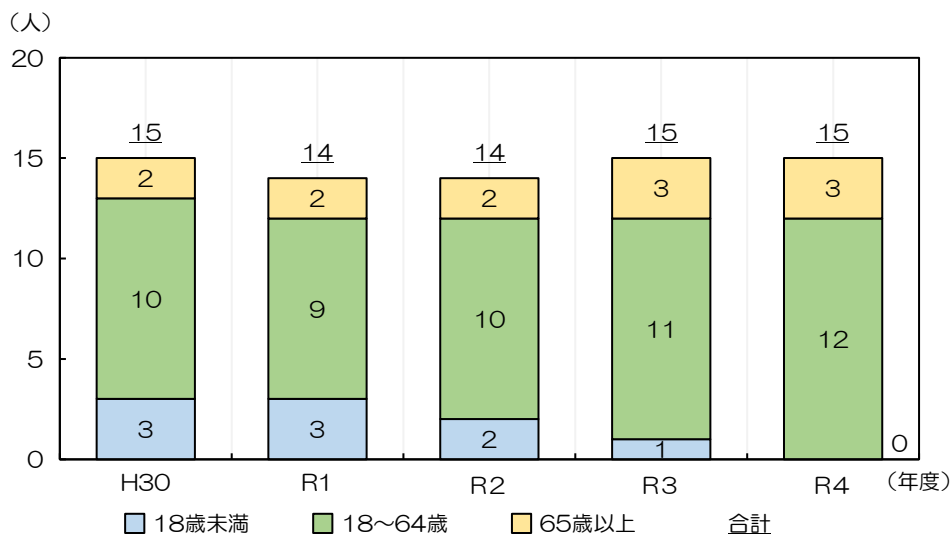
療育手帳所持者数は、各年度 15 人程度で横ばいとなっています。
 等級別にみると、「B2」が7人前後と最も多く、次いで「B1」となっています。
 年齢別にみると、「18～64 歳」が 11 人前後と最も多くなっています。

■療育手帳所持者数の推移



(資料)：東白川村・保健福祉課 (各年度3月末時点)

■療育手帳所持者数の推移 (年齢別)

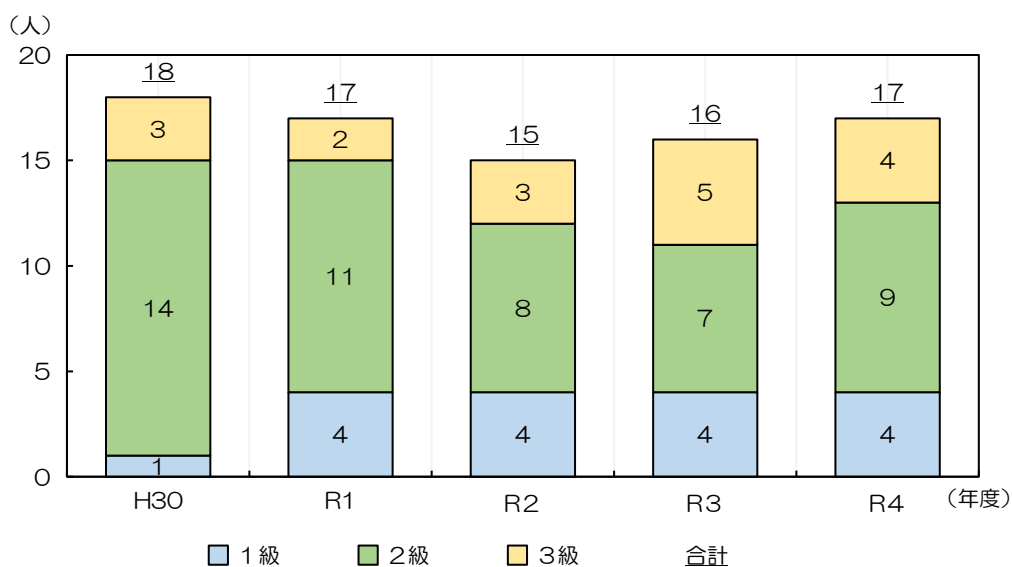


(資料)：東白川村・保健福祉課 (各年度3月末時点)

(5) 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

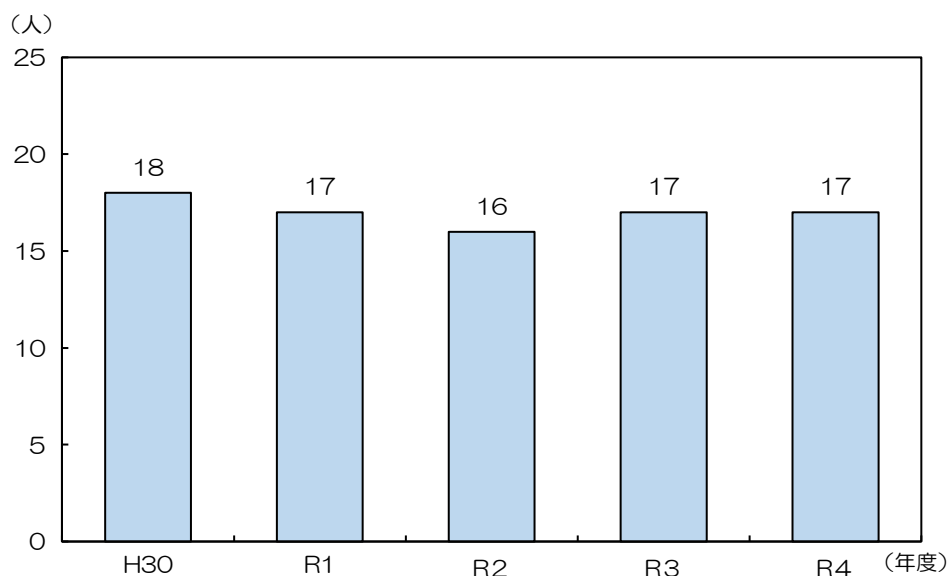
精神障害者保健福祉手帳所持者数は、各年度 15～20 人で推移しています。
 等級別でみると、各年度「2級」の手帳所持者が 10 人前後と最も多くなっています。
 自立支援医療（精神病院医療）受給者数は 17 人程度で横ばいとなっています。

■精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



(資料)：東白川村・保健福祉課（各年度3月末時点）

■自立支援医療（精神病院）受給者数の推移



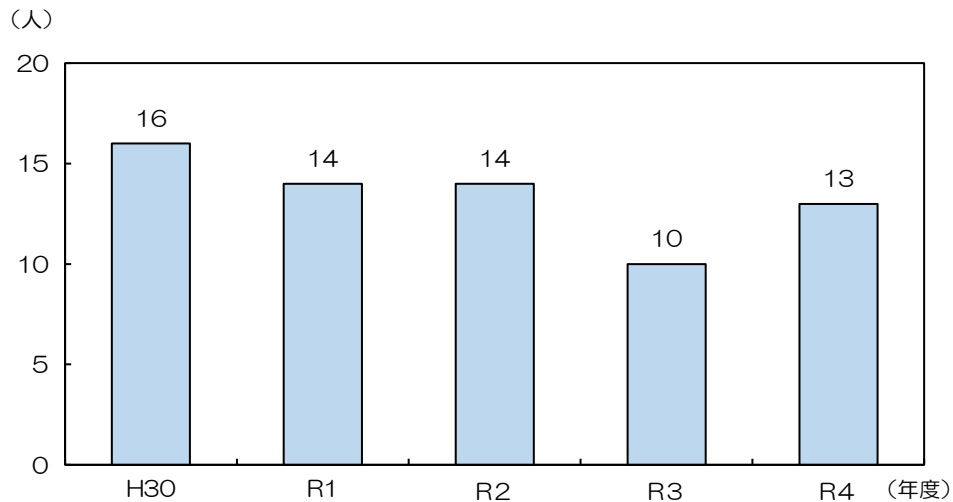
(資料)：東白川村・保健福祉課（各年度3月末時点）

(6) 難病患者等の状況

「難病」「小児慢性特定疾病」とは、原因不明で治療方法が未確立な疾病のことです。この疾患（特定疾患）は、治療が極めて困難かつ経過が慢性にわたり介護者への経済的・精神的負担が大きいことから、医療費が助成されています。

難病患者数は、各年度 10 人台で推移しています。なお、小児慢性特定疾病認定者数は、平成 30 年度から令和 4 年度で 0 人となっています。

■難病患者数の推移



(資料)：東白川村・保健福祉課 (各年度 3 月末時点)

2 障害福祉サービス等の利用状況

(1) 訪問系サービスの利用状況

■訪問系サービスの内容

サービス名	サービス内容
居宅介護	ホームヘルパーが、自宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由又は重度の知的障がい若しくは精神障がいがあり常に介護を必要とする人に対して、ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴、排せつ、食事などの介護、調理、洗濯、掃除などの家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助や外出時における移動中の介護を総合的に行います。
同行援護	移動に著しい困難を有する視覚障がいのある人が外出する際、本人に同行し、移動に必要な情報の提供や、移動の援護、排せつ、食事等の介護のほか、外出する際に必要な援助を適切かつ効果的に行います。
行動援護	行動に著しい困難を有する知的障がいや精神障がいのある人が、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ、食事等の介護のほか、行動する際に必要な援助を行います。
重度障害者等包括支援	常に介護を必要とする人のなかでも、特に介護の必要度が高い方に対して、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所などのサービスを包括的に提供します。

■訪問系サービスの利用状況

サービス名	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込値	実績値	見込値	実績値	見込値	実績値
居宅介護	人/月	0	0	0	0	0	0
	時間/月	0	0	0	0	0	0
重度訪問介護	人/月	0	0	0	0	0	0
	時間/月	0	0	0	0	0	0
同行援護	人/月	1	1	1	1	1	1
	時間/月	4	4	4	4	4	4
行動援護	人/月	0	0	0	0	0	0
	時間/月	0	0	0	0	0	0
重度障害者等包括支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	時間/月	0	0	0	0	0	0

訪問系サービスでは、同行援護で1人の利用があります。なお、見込値と実績値に大きな差異はなく、概ね見込み通りとなっています。

(2) 日中活動系サービスの利用状況

■日中活動系サービスの内容

サービス名	サービス内容
生活介護	障がい者支援施設などで、常に介護を必要とする人に対して、主に昼間において、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談・助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動・生産活動の機会の提供のほか、身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行います。
自立訓練 (機能訓練)	身体障がいのある方又は難病を患っている人などに対して、障がい者支援施設、障害福祉サービス事業所又は障がいのある方の居宅において、理学療法、作業療法その他の必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言などの支援を行います。
自立訓練 (生活訓練)	知的障がい又は精神障がいのある人に対して、障がい者支援施設、障害福祉サービス事業所又は障がいのある人の居宅において、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言などの支援を行います。
就労選択支援	障がいのある人の希望や能力・適正に応じて、就労先の選択への支援（就労アセスメント）を行うとともに、就労後に必要な配慮などを整理し、障がいのある人の就労を支援します。（令和7年度より実施予定）
就労移行支援	就労を希望する65歳未満の障がいのある人に対して、生産活動や職場体験などの機会の提供を通じた就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行います。
就労継続支援 A型	企業等に就労することが困難な障がいのある人に対して、雇用契約に基づく生産活動の機会の提供、知識及び能力の向上のために必要な訓練などを行います。
就労継続支援 B型	通常の事業所に雇用されることが困難な就労経験のある障がいのある人に対し、生産活動などの機会の提供、知識及び能力の向上のために必要な訓練などを行います。
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て、一般就労へ移行した障がいのある人で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人を対象に、相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。
療養介護	病院において医療的ケアを必要とする障がいのある人のうち常に介護を必要とする人に対して、主に昼間において病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話をを行います。
短期入所	自宅で介護を行っている人が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、障がいのある人に障がい者支援施設や児童福祉施設等に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行います。

■日中活動系サービスの利用状況

サービス名	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込値	実績値	見込値	実績値	見込値	実績値
生活介護	人/月	9	8	9	8	9	7
	人日/月	333	177	333	165	333	153
自立訓練（機能訓練）	人/月	0	0	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0	0	0
自立訓練（生活訓練）	人/月	0	0	0	1	0	1
	人日/月	0	0	0	30	0	30
就労移行支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0	0	0
就労継続支援（A型）	人/月	1	1	1	1	1	2
	人日/月	22	15	22	20	22	27
就労継続支援（B型）	人/月	8	10	8	13	8	12
	人日/月	176	220	176	286	176	264
就労定着支援	人/月	0	0	0	0	0	0
療養介護	人/月	0	0	0	0	0	0
短期入所 （ショートステイ）	人/月	0	1	0	1	0	0
	人日/月	0	9	0	9	0	0

生活介護では見込値より減少傾向にあり、令和5年度に7人の利用実績があります。

自立訓練（生活訓練）では、見込みがありませんでしたが、令和4年度、令和5年度に1人の利用実績があります。

就労継続支援（A型）では、見込値通りの利用実績ですが、令和5年度は2人の利用実績があります。

就労継続支援（B型）では、見込値に対して年々増加傾向にあり、令和5年度では12人の利用実績があります。

短期入所者は利用見込みがありませんでしたが、令和4年度まで1人の利用実績がありました。

(3) 居住系サービスの利用状況

■居住系サービスの内容

サービス名	サービス内容
自立生活援助	障がい者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障がい者や精神障がい者等について、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により支援を行います。
共同生活援助	障がいのある人に対して、主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつ又は食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所する障がいのある人に対して、主に夜間において、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談・助言のほか、必要な日常生活上の支援を行います。

■居住系サービスの利用状況

サービス名	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込値	実績値	見込値	実績値	見込値	実績値
自立生活援助	人/月	0	0	0	0	0	0
共同生活援助 (グループホーム)	人/月	4	2	5	2	6	2
施設入所支援	人/月	8	7	8	7	7	6

居住系サービスでは、共同生活援助（グループホーム）、施設入所支援で利用実績があります。

共同生活援助（グループホーム）では、見込値より令和5年度は大幅に低く、利用実績は2人でした。

施設入所支援では、大きな差異はなく、概ね見込み通りとなっています。

(4) 計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援の利用状況

■相談支援サービスの内容

サービス名	サービス内容
計画相談支援	障害福祉サービスの利用申請時の「サービス等利用計画案」の作成、サービス支給決定後の連絡調整、「サービス等利用計画」の作成を行います。
地域移行支援	障がい者支援施設等に入所している人又は精神科病院に入院している人など、地域における生活に移行するために重点的に支援を必要としている方に対して、住居の確保などの地域生活に移行するための相談や必要な支援を行います。
地域定着支援	単身等で生活する障がいのある人に対し、常に連絡がとれる体制を確保し、緊急に支援が必要な事態が生じた際に、緊急訪問や相談などの必要な支援を行います。

■相談支援サービスの利用状況

サービス名	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込値	実績値	見込値	実績値	見込値	実績値
計画相談支援	人/月	2	3	2	4	2	4
地域移行支援	人/月	0	0	0	0	0	0
地域定着支援	人/月	0	0	0	0	0	0

計画相談支援で利用実績があります。見込値と比較すると、見込みより多い利用となっています。

3 地域生活支援事業の利用状況

(1) 理解促進研修・啓発事業

理解促進研修・啓発事業とは、障がい者が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がい者の理解を深めるための研修・啓発を通じて住民への働きかけを強化する事業です。

サービス名	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込値	実績値	見込値	実績値	見込値	実績値
理解促進研修・啓発事業	実施	実施	未実施	実施	未実施	実施	未実施

(2) 自発的活動支援事業

自発的活動支援事業とは、障がい者が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい者及びその家族、住民等による村内における自発的な取り組みを支援する事業です。

サービス名	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込値	実績値	見込値	実績値	見込値	実績値
自発的活動支援事業	実施	実施	未実施	実施	未実施	実施	未実施

(3) 相談支援事業

相談支援事業とは、村内の障がい者の福祉に関する問題に対し、障がい者やその保護者または介助者からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行う事業です。

本村では、基幹相談支援センターを設置して、障がい者からの相談に対応し、村内での生活を支援しています。

サービス名	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込値	実績値	見込値	実績値	見込値	実績値
障害者相談支援事業	箇所	5	5	5	5	5	5
基幹相談支援センター	有無	無	有	無	有	無	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施
住居入居等支援事業	実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施

(4) 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度利用支援事業とは、判断能力が不十分な知的障がい者及び精神障がい者について、障害福祉サービスの利用契約の締結等を適切に行うことができるよう、成年後見制度の利用を支援する事業です。

本村では、令和3年度から令和5年度にかけてサービス利用者はいませんでした。

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度法人後見支援事業とは、社会福祉法人や社団法人、NPO等の法人が成年後見人や保佐人、補助人になり、個人の後見人の就任と同様に保護や支援を行う事業です。

本村では、令和3年度から令和5年度にかけてサービス利用者はいませんでした。

(6) 意思疎通支援事業（コミュニケーション支援事業）

意思疎通支援事業（コミュニケーション支援事業）とは、聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者に、手話通訳や要約筆記等により、意思疎通の円滑化を図る事業です。

本村では、令和3年度から令和5年度にかけてサービス利用者はいませんでした。

(7) 日常生活用具給付事業

日常生活用具給付等事業とは、身体障害者手帳所持者に対して、日常生活や介護が容易になる日常生活用具及び住宅改修工事費を給付し、日常生活の便宜を図る事業です。

見込値と比較すると、排せつ管理支援用具で見込より多い利用となっており、令和4年度では41件となっています。

サービス名	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込値	実績値	見込値	実績値	見込値	実績値
介護・訓練支援用具	件	0	0	0	0	0	0
自立生活支援用具	件	0	0	0	1	0	0
在宅療養等支援用具	件	0	0	0	0	0	0
情報・意思疎通支援用具	件	0	0	0	0	0	0
排せつ管理支援用具	件	21	36	21	41	21	36
住居生活動作補助用具 (住宅改修)	件	0	0	0	0	0	0

(8) 手話奉仕員研修事業

手話奉仕員養成研修事業とは、聴覚障がい者の自立した日常生活や社会生活を営むことを支援するために、日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員の養成を行う事業です。本村では、美濃加茂市と加茂郡7町村が連携し手話奉仕員を養成するための研修を実施しています。

(9) 移動支援事業

移動支援事業とは、屋内での移動が困難な人を対象に、外出の際の移動支援を行うことにより、村内における自立した生活や社会参加を促進する事業です。本村では、令和3年度から令和5年度にかけてサービス利用者はいませんでした。

(10) 地域活動支援センター事業

地域活動支援センター事業とは、障がい者が日中に通う施設で、創作的活動や生産活動を実施し、社会との交流を促進する事業です。本村では、令和3年度から令和5年度にかけてサービス利用者はいませんでした。

サービス名	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込値	実績値	見込値	実績値	見込値	実績値
地域活動支援センター事業	箇所	3	0	3	0	3	0

(11) 日中一時支援事業

放課後や夏休みなどの長期休暇中の活動場所が必要な障がいのある児童や、一時的な見守りなどの支援が必要な障がいのある人を対象に、活動の場を提供し、社会に適應するための日常的な訓練を行います。

サービス名	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込値	実績値	見込値	実績値	見込値	実績値
日中一時支援事業	人	1	2	1	0	1	0
	日	5	4	5	0	5	0

(12) 障害者デイサービス事業

自宅での介護が困難な身体に障がいのある人に対して、障害福祉サービスを利用するまでの一定期間において、せせらぎ荘のデイサービスを利用できるよう利用者の状況に応じて柔軟にサービスを提供します。

本村では、令和3年度から令和5年度にかけてサービス利用者はいませんでした。

4 障がい児福祉サービスの利用状況

(1) 障害児通所支援事業等

■各サービスの概要

サービス名	サービス内容
児童発達支援	障がい児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等必要な支援を行います。
医療型児童発達支援	上肢、下肢又は体幹の機能の障がいのある児童に対して、医療型児童発達支援センター等の指定発達支援医療機関において児童発達支援及び治療を行います。
放課後等デイサービス	学校通学中の障がい児が、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、放課後等の居場所づくりを行います。
保育所等訪問支援	障がい児が障がい児以外の児童との集団生活に適應することができるよう障がい児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重症心身障がい児などの重度の障がい児等であって、児童発達支援センター等の障がい児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障がい児を対象に、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施します。
障害児相談支援	障がい児が障害児通所支援を利用する前に障害児支援利用計画を作成し、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行います。

■障がい児通所支援事業等の利用状況

サービス名	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込値	実績値	見込値	実績値	見込値	実績値
児童発達支援	人/月	3	3	2	4	1	5
	人日/月	6	6	4	8	2	10
医療型児童発達支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス	人/月	2	1	2	0	2	1
	人日/月	3	4	3	0	3	2
保育所等訪問支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0	0	0
居宅訪問型児童発達支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0	0	0
障害児相談支援	人/月	2	0	2	0	2	0

児童発達支援事業では、令和3年度から令和5年度で利用者が増加傾向にあります。なお、障害児相談支援等は実績がありませんでした。

前回計画期間中の見込み値と比較すると、児童発達支援は見込み値を上回っており、放課後等デイサービス、障害児相談支援では見込み値を下回っています。

第3章 計画の考え方

1 計画の基本理念

本村において令和4年3月に策定された「第3期東白川村障がい者計画」において、障がい者が必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき、社会のあらゆる活動に参加する主体としてとらえ、自らの能力を最大限発揮し自己実現できる社会を目指すため、「支えあい いきいきと暮らせる『やさしさ』のあるむら」を基本理念として掲げています。

本村においては、この基本理念をもとに障がい者施策を推進してきており、前回計画の基本理念である「支えあい 安心して暮らせる『やさしさ』のあるむら」においても、この考え方を継承しています。そのため、本計画においても前回計画の基本理念を継承して障がい福祉への取り組みを推進します。

支えあい 安心して暮らせる
『やさしさ』のあるむら

第4章 東白川村障がい福祉計画

1 国の成果目標

国の示す基本指針を踏まえるとともに、本村における過去の実績と実情を考慮し、数値目標を設定し、それらの達成を目指し、施策を推進します。

■国の示す成果目標

番号	項目	内容
1	地域生活移行者数	・令和8年度末時点で、令和4年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活に移行
	施設入所者数	・令和8年度末時点で、令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減
2	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	<ul style="list-style-type: none"> ・精神障害者の精神病床からの退院後1年以内の地域における平均生活日数：325.3日以上 ・精神病床における65歳以上の1年以上の入院患者数及び令和8年度末の精神病床における65歳未満の1年以上の長期入院患者数を目標値として設定 ・精神病床における早期退院率： 3か月後68.9%以上 6か月後84.5%以上 1年後91.0%以上
3	地域生活支援拠点等の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・令和8年度末までの間、市町村または圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、年1回以上運用状況を検証、検討 ・強度行動障害を有する者に関し、各市町村又は圏域において新規ニーズを把握し、支援体制の整備を進める
4	一般就労移行者数	<ul style="list-style-type: none"> ・令和8年度中の移行者数が、令和3年度実績の1.28倍以上 ・就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所：就労移行支援事業所全体の5割以上
	就労移行支援における一般就労移行者数	・令和8年度中の移行者数が、令和3年度実績の1.31倍以上
	就労継続支援A型における一般就労移行者数	・令和8年度中の移行者数が、令和3年度実績の1.29倍以上
	就労継続支援B型における一般就労移行者数	・令和8年度中の移行者数が、令和3年度実績の1.28倍以上
	就労定着支援事業の利用者数	・令和3年度実績の1.41倍以上
	就労定着支援事業の就労定着率	・就労定着支援による就労定着率が7割以上の事業所が全体の2割5分以上

番号	項目	内容
5	障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進	<ul style="list-style-type: none"> 令和8年度末までに、児童発達支援センターを市町村または圏域に少なくとも1か所以上設置 令和8年度末までに、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築
	重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保	<ul style="list-style-type: none"> 令和8年度末までに、市町村または圏域に少なくとも1か所以上確保
	重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	<ul style="list-style-type: none"> 令和8年度末までに、市町村または圏域に少なくとも1か所以上確保
	医療的ケア児支援のための協議の場	<ul style="list-style-type: none"> 令和8年度末までに、都道府県、圏域及び市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置
	医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	<ul style="list-style-type: none"> 令和8年度末までに、都道府県、圏域及び市町村において、医療的ケア児等に関するコーディネーター配置
6	相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制	<ul style="list-style-type: none"> 令和8年度末までに、市町村または圏域において、基幹相談支援センターの設置と、相談支援体制の強化を図る体制を確保 協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等
7	サービスの質の向上を図るための取組に係る体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> 令和8年度末までに、都道府県や市町村において、サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築

2 成果目標の設定

障がい者の村内での生活への移行や就労支援、療育支援等の充実のため、本計画における成果目標を、国の基本指針に基づくとともに、本村の実情を踏まえて設定します。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

本村の令和4年度末の施設入所者数は7人です。引き続き、施設入所のニーズは高くなっていますが、令和8年度末において、1人が村内での生活に移行することを目標とします。

項目	数値
施設入所者数	7人
令和8年度末の施設入所者数	6人
【目標値】削減見込み	1人(14.0%)
【目標値】地域生活移行者数	1人

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

本村において、精神障がい者が、村民の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めるため、令和8年度末における目標を下記のように設定します。

項目	数値
保健・医療・福祉関係者による協議の場の開催回数	12回
保健、医療・福祉関係者による協議の場への関係者の参加人数	20人
保健、医療・福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	12回
精神障害者の地域移行支援の利用者数	0人
精神障害者の地域定着支援の利用者数	0人
精神障害者の共同生活援助の利用者数	0人
精神障害者の自立生活援助の利用者数	0人
精神障害者の自立訓練（生活訓練）の利用者数	1人

(3) 地域生活支援の充実

本村において、障がい者の村内での生活を支援する機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入・対応、専門性、地域の体制づくり等）の集約等を行う拠点等を面的整備により確保しています。引き続き、障がいの重度化、高齢化や「親亡き後」を見据え、機能の充実を図ります。

項目	数値
地域生活支援拠点の整備	1箇所
コーディネーターの配置人数	0人
支援の実績等を踏まえた運用状況の検証及び検討	12回
強度行動障害を有する方への支援体制の整備	無

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

本村において、令和8年度の福祉施設から一般就労への移行者数を一般就労移行者数は2人（就労継続支援A型1人、就労継続支援B型1人）に増やすことを目標とします。

項目	数値
就労移行支援事業等による一般就労への移行者数	2人
・ 就労移行支援事業による一般就労への移行者数	0人
・ 就労継続支援A型事業による一般就労への移行者数	1人
・ 就労継続支援B型事業による一般就労への移行者数	1人
一般就労へ移行した者の割合が5割以上の就労移行支援事業所の割合	0.0%
就労定着支援事業利用者数	0人
就労定着率が7割以上の就労定着支援事業所数の割合	0.0%

(5) 相談支援体制の充実・強化等

基幹相談支援センターとは村内における相談支援の中核的な役割を担う機関として、障害者相談支援事業及び成年後見制度利用支援事業並びに障がい者に対する相談等の業務を総合的に行うセンターのことです。本村ではすでに保健福祉センターに設置されているため、相談支援体制の一層の充実・強化を図ることを目標とします。

項目	数値
基幹相談支援センターの設置	有
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言の件数	0件
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	0件
基幹相談支援センターによる地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	0件
基幹相談支援センターによる個別事例の支援内容の検証の実施回数	0件
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数	0件
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数	0回
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討参加事業者・機関数	0回
協議会の専門部会の設置数	0箇所
協議会の専門部会の実施回数	0回

(6) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

本村において、岐阜県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への村職員の参加人数を1人としています。

項目	数値
岐阜県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への村職員の参加人数	1人
障害者自立支援審査支払等システム等の審査結果を事業所や関係自治体等との共有	有

(7) 発達障害者等に対する支援

本村において、自らも発達障害のある子どもの子育てを経験し、相談支援に関する一定のトレーニングを受けた共感的な支援を行うことが出来るペアレントメンター数を1人としています。

項目	数値
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数及び実施者数	1人
ペアレントメンターの人数	1人
ピアサポートの活動への参加人数	1人

3 障害福祉サービスの見込量及び確保方策

(1) 訪問系サービス

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	人/月	0	0	0
	時間/月	0	0	0
重度訪問介護	人/月	0	0	0
	時間/月	0	0	0
同行援護	人/月	1	1	1
	時間/月	4	4	4
行動援護	人/月	0	0	0
	時間/月	0	0	0
重度障害者等包括支援	人/月	0	0	0
	時間/月	0	0	0

【サービス見込量確保のための方策】

同行援護について、視覚障がい者等の社会参加や自立支援、介護者の負担軽減のため、利用者の状況に応じたサービスの提供ができるよう体制整備に努めます。その他のサービスについても周知に努めます。

(2) 日中活動系サービス

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	人/月	7	7	7
	人日/月	208	208	208
自立訓練（機能訓練）	人/月	0	0	0
	人日/月	0	0	0
自立訓練（生活訓練）	人/月	1	1	1
	人日/月	30	30	30
就労選択支援	人/月		1	1
	人日/月		2	2
就労移行支援	人/月	0	0	0
	人日/月	0	0	0
就労継続支援（A型）	人/月	2	2	2
	人日/月	44	44	44
就労継続支援（B型）	人/月	13	13	13
	人日/月	286	286	286
就労定着支援	人/月	0	0	0
療養介護	人/月	0	0	0
短期入所 （ショートステイ）	人/月	1	1	1
	人日/月	9	9	9

【サービス見込量確保のための方策】

生活介護、自立訓練（生活訓練）、就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）、短期入所（ショートステイ）では利用が見込まれています。サービス提供量の確保のため、近隣のサービス提供事業者と連携を図り、サービス提供体制の構築を図ります。

（３）居住系サービス

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	人/月	0	0	0
共同生活援助 （グループホーム）	人/月	2	2	2
施設入所施設	人/月	6	6	6

【サービス見込量確保のための方策】

障がい者の地域生活への移行を促進するため、障がい者の施設との調整を行い、居住支援の確保に努めます。施設入所が必要な方には、適切な施設利用を支援します。

（４）計画相談支援

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	人/月	4	4	5
地域移行支援	人/月	0	0	0
地域定着支援	人/月	0	0	0

【サービス見込量確保のための方策】

障害福祉サービスを申請した際は、サービス等利用計画を作成し、利用者のニーズを的確に把握し、利用者が望む生活を送ることができるよう、より一層の体制の整備に努めます。

4 地域生活支援事業の見込量及び確保方策

(1) 理解促進研修・啓発事業

理解促進研修・啓発事業とは、障がい者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がい者等の理解を深めるため研修・啓発を通じて村民への働きかけを強化する事業です。

【サービス見込み量確保のための方策】

障がい者に対する理解の促進のため、広報、ホームページなどにより周知を行います。

(2) 自発的活動支援事業

自発的活動支援事業とは、障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい者等、その家族、村民による村内における自発的な取り組みを支援する事業です。

【サービス見込み量確保のための方策】

情報や場所の提供により自発的な取組を支援します。

(3) 相談支援事業

相談支援事業とは、村内の障がい者の福祉に関する問題に対し、障がい者やその保護者、または介助する人からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行う事業です。

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者相談支援事業	箇所	1	1	1
地域自立支援協議会	箇所			
基幹相談支援センター等	箇所	1	1	1

※地域自立支援協議会については、相談があった場合に対応を行います。

【サービス見込量確保のための方策】

障がい者やその保護者、介助者等の相談に対応し、村内での生活を支援します。

(4) 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度利用支援事業とは、判断能力が不十分な知的障がい者及び精神障がい者について、障害福祉サービスの利用契約の締結などを適切に行えるようにするため、成年後見制度の利用を支援する事業です。

【サービス見込み量確保のための方策】

本村では、成年後見制度の利用が有効な知的障がいまたは精神障がい者に対し、成年後見制度制度を支援できるような利用を周知します。

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度法人後見支援事業とは、成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動支援を行う事業です。

【サービス見込み量確保のための方策】

事業の該当となる法人の情報収集・提供に努めます。

(6) 意思疎通支援事業（コミュニケーション支援事業）

意思疎通支援事業（コミュニケーション支援事業）とは、聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者に、手話通訳や要約筆記などの方法により、意思疎通の円滑化を図る事業です。

【サービス見込み量確保のための方策】

制度の周知とともに、手話通訳や要約筆記者の派遣要請には速やかに対応していきます。

(7) 日常生活用具給付事業

日常生活用具給付事業とは、障がい者などに対し、日常生活や介護が容易になる日常生活用具及び住宅改修工事費を給付し、日常生活の便宜を図る事業です。

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護・訓練支援用具	件	0	0	0
自立生活支援用具	件	0	0	0
在宅療養等支援用具	件	0	0	0
情報・意思疎通支援用具	件	0	0	0
排せつ管理支援用具	件	40	40	40
住宅改修費	件	0	0	0

【サービス見込量確保のための方策】

本村では、排せつ管理支援用具等、障がいの特性に合わせた適切な日常生活用具の給付に努めます。

(8) 手話奉仕員養成研修事業

手話奉仕員養成研修事業とは、聴覚に障がい者の自立した日常生活や社会生活を営むことを支援するため、日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員の養成を行う事業です。

【サービス見込み量確保のための方策】

他の市町村と連携し、共同で手話奉仕員への養成のための研修講座を開催する等、手話奉仕員の養成に努めます。

(9) 移動支援事業

移動支援事業とは、屋内での移動が困難な人を対象に、外出の際の移動支援を行うことにより、自立した生活や社会参加を促進する事業です。

【サービス見込量確保のための方策】

移動支援事業の利用希望者に事業者や支援方法などの情報を提供する等、サービスを必要とする障がい者が適切にサービスを受けられるよう、事業の周知を図ります。

(10) 地域活動支援センター事業

地域活動支援センター事業とは、障がい者が日中に通う施設で、創作的活動や生産活動を実施し、地域社会との交流を促進します。

【サービス見込量確保のための方策】

必要とする障がい者が事業を利用できるよう、中濃圏域市町村で検討していきます。

(11) 日中一時支援事業

日中一時支援事業とは、放課後や夏休みなどの長期休暇中の活動場所が必要な障がい児や、一時的な見守りなどの支援が必要な障がい者を対象に、活動の場を提供し、社会に適應するための日常的な訓練を行います。

【サービス見込量確保のための方策】

障がい者・児の家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的な負担軽減を図るため、必要とする人が利用できるよう事業の周知を図ります。

(12) 障害者デイサービス事業

障害者デイサービス事業とは、自宅での介護が困難な身体障がい者に対して、障害福祉サービスを利用するまでの一定期間において、せせらぎ荘のデイサービスを利用できるよう利用者の状況に応じて柔軟にサービスを提供します。

【サービス見込量確保のための方策】

サービスを必要とする障がい者が適切にサービスを受けられるよう、事業の周知を図ります。

第5章 東白川村障がい児福祉計画

1 成果目標の設定

(1) 障がい児支援の提供体制の整備等

本村においては、児童発達支援センターと同等機能の体制を整備しているため、これら機能の充実を図り、障がいのある児童とその家族を支援できるよう支援を行います。また、サービスを必要とする児童が円滑に様々な支援を受けることができるよう、近隣市町との連携により支援体制を確保します。

項目	数値
児童発達支援センターの設置	0箇所
障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進体制の構築	有
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等の設置数	1箇所
重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	1箇所
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	有
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	0人

2 障害児通所支援等の見込量及び確保方策

(1) 障害児通所支援

■見込量

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援 (※医療型児童発達支援を統合)	人/月	6	6	6
	人日/月	22	22	22
放課後等デイサービス	人/月	1	1	1
	人日/月	5	5	5
保育所等訪問支援	人/月	0	0	0
	人日/月	0	0	0
居宅訪問型児童発達支援	人/月	0	0	0
	人日/月	0	0	0
障害児相談支援	人/月	6	6	6

【サービス見込量確保のための方策】

児童発達支援の利用者は子供の人口減少もあり新規見込みは減少すると思われるため横ばいで推移することが予測されます。適切なサービスが利用できるように、教育機関等と広域的な連携を図り、支援を必要とする子どもに対しサービスが提供できるように努めます。

第6章 計画の推進体制

1 当事者や関連機関との連携

障害福祉サービス等の提供にあたって、より質の高いものとなるよう、障がい者やその家族、当事者団体等の意見・意向を配慮し、計画相談支援により作成するサービス等利用計画の評価を実施します。

また、相談支援事業所及び相談支援専門員と連携し、サービス提供事業所や関係部署等との円滑な取り組みを推進します。

2 国・県・近隣市町との協働

障害福祉サービス等の提供にあたって、より質の高いサービスを提供するためには、中濃圏域及び近隣市町と連携することが必要不可欠であるため、自立支援協議会等の場での事例検討や問題解決のための情報共有を図ります。

また、国の制度改正や県の動向を踏まえ、計画の変更及び見直しを検討します。

3 計画の推進管理・評価体制

本計画の推進にあたり、国の指針でPDCAサイクルの導入が規定されていることを踏まえ、計画に定める数値目標等の実績を定期的に把握し、分析・評価を行い、施策や指標を見直します。

また、評価の際には関係機関等の意見を聴く場を設ける等の、評価体制を整備します。

資料編

1 策定経過

実施日	内容
令和5年8月	○事業所ヒアリング実施
令和5年11月28日	○第7期東白川村障がい福祉計画・第3期東白川村障がい児福祉計画策定委員会（第1回）
令和5年12月28日～ 令和6年1月26日	○パブリックコメントの実施
令和6年2月15日	○第7期東白川村障がい福祉計画・第3期東白川村障がい児福祉計画策定委員会（第2回）

2 東白川村障がい者計画等策定委員会設置要綱

平成 20 年 11 月 14 日

訓令甲第 12 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、東白川村障がい者計画等の策定について協議をするため、東白川村障がい者計画等策定委員会(以下「委員会」という。)を置き、障がい者福祉施策の基本的方針を定めることを目的とする。

(業務)

第 2 条 委員会は、次の事項について協議するものとする。

- (1) 東白川村障がい者計画の策定に関する事。
- (2) 東白川村障がい福祉計画の策定に関する事。
- (3) 東白川村障がい児福祉計画の策定に関する事。
- (4) その他計画の策定に必要な事項に関する事。

(構成及び組織)

第 3 条 委員会は、委員をもって組織する。

2 委員会は、次に掲げる者を村長が委嘱する。

- (1) 東白川村議会議長
- (2) 東白川村議会総務常任委員会委員長
- (3) 社会福祉協議会会長
- (4) 東白川村国保診療所長
- (5) 障がい者を代表する者
- (6) 東白川村民生児童委員協議会長
- (7) 学識経験者
- (8) その他村長が必要と認める者 若干人

(任期)

第 4 条 委員は、当該計画策定等の事業が終了したときに解嘱されるものとする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長各 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を統括する。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下この条において「会議」という。)は、必要に応じて委員長が招集し、議長となる。ただし、委員の委嘱前及び委嘱後最初の会議の招集は、村長が招集する。

2 委員長は必要に応じて、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、保健福祉課福祉係に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年訓令甲第1号)

この要綱は、公布の日から施行し、平成30年2月1日から適用する。

附 則(令和3年訓令甲第1号)

(施行期日)

この要綱は、令和3年2月1日から施行する。

3 東白川村障がい福祉計画・障がい児福祉計画策定委員会 委員名簿

番号	役職名	氏名
1	東白川村議会議長	今井 美道
2	東白川村議会総務常任委員長	桂川 一喜
3	東白川村社会福祉協議会（事務局長）	伊藤 保夫
4	東白川村国保診療所長	北川 浩司
5	障害者を代表する者	中野 康平
6	東白川村民生児童委員協議会長	田口 和道

【事務局】

番号	役職名	氏名
1	東白川村長	今井 俊郎
2	東白川村保健福祉課長	安江 修治
3	東白川村保健福祉課課長	桂川 のぞみ
4	東白川村保健福祉課課長補佐兼福祉係長	安江 真紀子
5	東白川村保健福祉課福祉係主任	村雲 共弘

第7期東白川村障がい福祉計画・
第3期東白川村障がい児福祉計画

発 行：東白川村
編 集：東白川村 保健福祉課

住 所：〒509-1302 岐阜県加茂郡東白川村神土 692 番地 2
T E L：0574-78-2100
F A X：0574-78-3028

発行年月：令和6年3月

